

大阪市水道局告示第60号

次の金融機関の店舗について、指定取消しの決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月15日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	取 消 年 月 日	継 承 店
近畿産業 信用組合	西淀川 支店	大阪市西淀川区大野1丁目6 番10号	令和7年10 月17日	尼崎支 店

（水道局総務部経理課）